

27 宗コ協第 458 号
平成 27 年 9 月 24 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美
(市民協働環境部コミュニティ協働推進課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成 27 年 9 月 10 日付 27 宗監第 107 号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（コミュニティ協働推進課【監査実施時：コミュニティ・協働推進課】）

定期監査実施日：平成26年9月29日

監査対象年度：平成25年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 大島地区コミュニティ・センターに設置された製氷機について 製氷機能の故障やコントロール基盤の不良が原因で、平成25年4月と同年9月に修理して使用を継続している。また、大島地区からの要望により製氷機の買替えを検討しているということであるが、製氷機は他の地区には設置されていない備品であるので、製氷機の使用継続と買替えにあたっては、本来、コミュニティ・センターに必要な設備であるか、他の地区との間で公平性に問題はないかという視点に立って検討されたい。</p> <p>(2) 東郷地区及び玄海地区の各コミュニティ・センターの指定管理に関する事蹟について ア 事業報告書に添付された地区コミュニティ運営協議会の決算書において、役員及び事務局員の個人負担の共済費をコミュニティ運営協議会の予算・決算の収支に計上しているため、所管課として指導するとともに、事務処理を適正に行われたい。 イ 指定管理者制度業務仕様書において、年に1回以上実施するとされている利用者へのアンケート調査を実施していないため、所管課として指導するとともに、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>(1) 大島地区コミュニティ・センターに設置された製氷機について 大島地区コミュニティ運営協議会と、必要性の有無について協議した結果、離島の特殊事情を鑑みると必要であり、他の地区との間の公平性にも問題はないと判断しましたが、買替えにあたっては既存のものよりも小型のもので予算措置することといたしました。</p> <p>(2) 東郷地区及び玄海地区の各コミュニティ・センターの指定管理に関する事蹟について ア 役員及び事務局員の個人負担の共済費をコミュニティ運営協議会の予算・決算の収支に計上しないよう指導し、実施しました。 イ アンケートの実施方法を決定、指導し実施しています。</p>

ウ 東郷地区コミュニティ・センターの施設の修繕内容の記載が事業報告書、修繕完了届及び決算書で整合していないので、所管課として指導するとともに、事務処理を適正に行われたい。

エ 業務報告書の收受年月日と收受番号が整合していないので、事務処理を適正に行われたい。

オ 玄海地区コミュニティ・センターの管理運営に係る年度協定書に添付された「管理運営委託料・予算積算表」において、利用料金収入認定額の算定を誤っている。また、業務の進行を管理する「指定管理業務進行管理チェック表」において、報告された調査時期と報告書の個別項目に記載された調査時期の日付が整合していないので、事務処理を適正に行われたい。

(3) 委託料に関する事蹟について

ア 市民学習ネットワーク事業業務委託において、受託者が提出した「市民学習ネットワーク事業業務委託実績報告書」に記載された親子学級の実施回数が、仕様書の条件を満たしていないので、業務の進捗管理及び完了確認を徹底されたい。また、毎月の業務実績を報告する「市民学習ネットワーク事業活動状況報告書」に報告者の押印がないので、受領する書類の確認を徹底されたい。

イ 市民活動交流館日常清掃業務委託において、仕様書の別紙である「清掃仕方書」が契約書に添付されていないので、事務処理を適正に行われたい。また、受託者が報告することとされている「年間清掃業務実施計画」が提出されていないので、受領する書類の確認を徹底されたい。

ウ 修繕内容の記載が事業報告書、修繕完了届及び決算書で整合するよう指導し、実施しています。

エ 業務報告書（毎月報告分）の收受年月日と收受番号の不整合が起こることがないように、速やかに收受を行っています。

オ 利用料金収入認定額の算定を誤ることがないように精査しています。

また、「指定管理業務進行管理チェック表」において、調査時期の不整合が起こることがないように精査しています。

(3) 委託料に関する事蹟について

ア 親子学級の実施回数について、仕様書の条件を満たすよう指導し、実施されていることを確認しています。また、毎月提出される業務実施報告書において、受託者である「むなかた市民学習ネットワーク」の会長印押印を確認しています。

イ 平成26年度以降の仕様書では、別紙資料を「日常清掃作業基準表」に改めたうえで添付しています。また、「年間清掃業務実施計画書」については、受託者からの報告を受けています。

ウ 平成25年度市民活動コーディネート事業業務委託において、設計書の内訳に「コミュニティ・センター訪問等」の項目があるが、賃金のみで積算し、移動にかかる経費を見込んでいないので、事務処理を適正に行われたい。

(4) まちづくり交付金(赤間西地区)について

ア 交付金の残額が発生した場合に残額の繰り越しを認めているが、交付金を繰り越すことに対する市長の承認の事蹟を確認できないので、事務処理を適正に行われたい。

イ 実績報告の添付書類「まちづくり交付金活用事業」において、新旧役員歓送迎会食材費に交付金を充当している。また、支出した費目の備考欄に支出内容が記載されていないものがあるので、所管課として指導するとともに、事務処理を適正に行われたい。

(5) 平成25年度宗像市人づくりでまちづくり事業補助金について
事業名「学習サポート」(交付団体「メイクハッピー&ピース」)
に対する補助金の交付決定については市長が決裁しているが、交付済み補助金の使途や金額の変更を求める申請に対する承認・不承認の決定と回答については課長が決裁しているので、事務処理を適正に行われたい。

ウ 「コミュニティ・センター訪問等」については、平成26年度以降の積算において、移動にかかる経費を見込んでいます。

(4) まちづくり交付金(赤間西地区)について

ア 交付金の残額が発生した場合は、まちづくり交付金交付規則第14条に基づき、市長承認の手続きを行っています。

イ 新旧役員歓送迎会食材費については、まちづくり交付金を充当せず、自己財源を充当するよう指導しました。

また、支出した費目の備考欄に支出内容を記載するよう指導し、実施しています。

(5) 平成25年度宗像市人づくりでまちづくり事業補助金について
平成26年度は、変更申請に対する承認・不承認についても、補助金交付決定と同様、市長が決裁するようにしました。

平成27年度は、補助金交付決定の際、補助事業毎の交付決定額に応じて、宗像市事務決裁規定別表第5(支出負担行為の専決事項)の区分に基づき決裁しています。交付決定後の変更申請に対する承認・不承認の決定と回答等についても、補助金交付決定時の決裁区分にあわせています。